



保育所・こども園 Q&A



令和8年1月
海南市子育て推進課

Q1 : 保育所、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？	3
Q2 : 1号・2号・3号認定とは何ですか？	3
Q3 : 保育短時間・保育標準時間とは何ですか？	3

💡 申請に関すること

Q4 : 申込みはいつですか？	3
Q5 : 保育の利用調整とは何ですか？	4
Q6 : 入園は申込みした先着順ですか？希望の保育施設に必ず入園できますか？	4
Q7 : 申込みに必要なものは何ですか？	4
Q8 : 生後何か月から入園できますか？	4
Q9 : きょうだいで同時に新規で申込みする場合はそれぞれ申込みが必要ですか？	4
Q10 : 市外に住んでいても申込みできますか？	4
Q11 : 離婚を考えています。申込みはどうしたら良いですか？	4
Q12 : 年度途中で2歳になれば、2歳児の枠での入園ですか？	5
Q13 : これから仕事を探したいです。申込みできますか？	5
Q14 : 育児休業から仕事に復職します。申込みはいつからですか？	5
Q15 : 出産のため利用したいのですが、申込みできますか？	5
Q16 : 希望月に入園出来なかった場合、再度申込みが必要ですか？	5
Q17 : 入園希望先を変更、追加したい場合の手続きは？	5
Q18 : 入園希望の申請書を提出後に状況が変わりました。手続きは必要ですか？	5
Q19 : 就労のため4月入園希望の申請書を提出しました。提出後、妊娠が判明しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、手続きは必要ですか？	6
Q20 : 4月はいつから通園できますか？	6
Q21 : 入園が決まった場合は月途中でも通園できますか？	6
Q22 : 育児休業から復職する場合、入園日はいつになりますか？	6
Q23 : 転園をしたい場合の手続きは？	6
Q24 : 入所（園）申請の手続きを電子申請（オンライン）することはできますか？	6
Q25 : 提出した申請書のコピーが必要になりました。書類をコピーしてもらえますか？	6
Q26 : 保留通知が欲しいです	6
Q27 : 育児休業からの復帰による申請で、利用調整の希望について、選択肢②「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択した場合、利用調整の結果は保留になりますか？	7

💡 入園後のこと

Q28 : 年度途中に市外へ引越します。引越し後も通園できますか？	7
Q29 : 認定の有効期限内は継続して通園できますか？	7
Q30 : 妊娠・出産の事由で通園しています。 出産後、育児休業を取得するので継続して通園できますか？	7
Q31 : 求職活動の事由で入園していますが、特に求職活動（ハローワークに通う等）を していません。このまま通園できますか？	7
Q32 : 転職して勤務時間が変わりました。手続きが必要ですか？	7
Q33 : 就労のため、保育園へ通園していますが、妊娠しました。出産後は育児休業を 取得予定ですが、上の子は続けて通園できますか？	8
Q34 : 病気療養中です。保育園を利用できますか？	8
Q35 : こども園の幼稚園部に通っています。保育所部へ変われますか？	8

💡 保育料などのこと

Q36 : 利用者負担額（保育料）は園によって違いますか？	8
Q37 : 利用者負担額（保育料）はどのような計算で決まりますか？	8
Q38 : 離婚を前提に別居しています。利用者負担額（保育料）は変わりますか？	8
Q39 : 給食費は有料ですか？	8
Q40 : 保育料はどうやって支払うのですか？	9
Q41 : 保育料の引落し日はいつですか？	9
Q42 : 保育料が引落しきれなかった場合、どうなりますか？	9
Q43 : 引落しの口座を変えたい場合の手続きは？	9

💡 その他

Q44 : 育児休業給付金に関する手続きは？	9
------------------------	---



Q1：保育所、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？

A1：保育所・・・保護者の就労等により家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園・・・学校教育法に基づく「学校」で、全国共通の教育課程（幼稚園教育要領）に基づく教育を行う施設です。

認定こども園・・・保育所や幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、未就学のお子さんに教育と保育を一体的に行う施設です。

Q2：1号・2号・3号認定とは何ですか？

A2：保育所・こども園の利用を希望する場合は、市の認定（教育・保育給付認定）を受けることが必要になります。

認定区分	年齢	※保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号	3歳以上	なし	・教育標準時間（1日4時間を基本）	・幼稚園 ・こども園（幼稚園部）
2号	3歳以上	あり	・保育短時間（1日8時間以内） ・保育標準時間認定（1日11時間以内）	・保育所 ・こども園（保育所部）
3号	3歳未満	あり	・保育短時間（1日8時間以内） ・保育標準時間認定（1日11時間以内）	・保育所 ・こども園（保育所部）

※「保育の必要性」とは保護者の就労や疾病などにより家庭で保育ができない場合を「保育の必要性」があると言います。

Q3：保育短時間・保育標準時間とは何ですか？

A3：保育の必要性の事由や勤務時間、通勤時間に基づき保育の必要量（時間）が決まります。保育短時間は1日8時間、保育標準時間は11時間以内です。これらの範囲内で必要な時間を利用できます。ただし、この時間に買物や家事の時間は含まれません。



Q4：申込みはいつですか？

A4：利用希望開始月の前々月の15日（土日祝の場合は前開庁日）までに申請をお願いします。申込み締切後に子育て推進課で利用調整（「保育の必要性」やその他の基準に基づいて、誰を優先的に入園させるかを決める選考）を行います。

※4月の入園に関しては毎年10月に別途申込期間を設けて受付します。申請書類の配布に関しては広報紙やホームページ等でお知らせいたしますのでご確認ください。

海南市ホームページはこちら→



Q5：保育の利用調整とは何ですか？

A5：保育施設の申し込みがあった場合に、保育の必要性の高い子どもから優先して利用できるように市が調整し、利用を決定することです。ご提出いただいた申請書類等に基づいて市が定める利用調整基準により世帯ごとに保育の必要性を点数化します。その点数が高い方から順番にご案内しています。

Q6：入園は申込みした先着順ですか？ 希望の保育施設に必ず入園できますか？

A6：先着順ではありません。入園に関しては、希望施設の空き状況や保育の必要性の高さ、他の申込者の状況などで決まります。申込みをしたからといって必ず入園できるわけではありません。

Q7：申込みに必要なものは何ですか？

A7：「教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書」、「保育所（園）・認定こども園 入所（園）申請にあたっての確認同意書」、「児童の健康調査および保護者状況」、添付書類（証明書などは2か月以内が有効）になります。

【注意】状況によりその他の書類の提出をお願いする場合があります。

申込書類に関しては子育て推進課窓口で配布させていただいております。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q8：生後何ヶ月から入園できますか？

A8：保育所の入園は満6ヶ月を経過した翌月からになります。

例：4月生まれの場合、10月で満6ヶ月になるので11月から入園できます。その場合、9月15日までに申込みが必要となります。

Q9：きょうだいで同時に新規で申請する場合はそれぞれで申込みが必要ですか？

A9：必要です。ただし、就労証明書、申立書などは原本が1枚あれば、他のきょうだい分はコピーでも結構です。（コピーは保護者様が行ってください。コピー分がなければ申請の受付はできません。）

Q10：市外に住んでいても申込みできますか？

A10：申込み時、市外に住民票があっても転入予定の場合は受付可能です。ただし、入園する時には原則として、家族全員が市内に住民票を移し居住されることが前提となります。入園が内定されても利用開始日までに居住されない場合は内定取消しとなり、その際に再度入園希望の場合は、改めて申請手続きが必要です。遠方への単身赴任など事情がある場合は子育て推進課までご相談ください。

Q11：離婚を考えています。申込みはどうしたら良いですか？

A11：離婚協議中でも住民票上同一世帯であれば、配偶者の就労証明などの添付書類が必要となります。離婚調停中もしくは既に住民票上別世帯であることを確認できれば、父もしくは母のみの申請で受付します。

Q12：年度途中で2歳になれば、2歳児の枠で入園ですか？

A12：入園に関する年齢枠は、すべて年度当初4月1日時点での年齢になります。

この場合、年度当初に1歳であれば、その年度中はすべて1歳児枠での入園となります。

Q13：これから仕事を探したいです。申込みできますか？

A13：「求職活動」の事由で申込みができます。入園が決まった場合、認定期間は1か月となり、就労先が決まれば就労証明書を提出していただくことにより引き続き通園できますが、仕事が見つからず就労証明書の提出がない場合は原則として退園していただきます。再度入園希望の場合は改めて申請が必要です。

※海南市役所5階に「ワークサロンかいなん」（ハローワーク）がございます。各種情報提供や就職支援を行っております。キッズスペースも完備されており、お子様連れでもご利用いただけます。

Q14：育児休業から仕事に復職します。申込みはいつからですか？

A14：利用希望開始月の前々月の15日までに申請手続きをお願いします。空きが無い場合や他に利用調整順位が高い方がおられる場合は入園できません。

例：10月から入園希望の場合、8月15日が申込み期日になります。

※復職とは、育児休業を取得している勤務先に復帰することを指します。

Q15：出産のため利用したいのですが、申込みできますか？

A15：申込みできます。出産予定日の2か月前の日が属する月の初日以降、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用が可能となります。利用期間内であれば、産前のみや産後の利用も可能です。

Q16：希望月に入園出来なかった場合、再度申込みが必要ですか？

A16：必要ありません。入園出来なかった場合は、保留通知と支給認定証（保育の必要性や保育の必要量を認定した書類）を送付します。保留通知に記載の「保留の有効期限」内において、毎月の利用調整を行います。利用調整の結果、入園いただけるようになれば連絡させていただきますが、年度を超えての利用調整は行いません。

Q17：入園希望先を変更・追加したい場合はどのような手続きが必要ですか？

A17：「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要になります。子育て推進課まで提出してください。

Q18：入園希望の申請書を提出後に状況が変わりました。連絡は必要ですか？

A18：必要です。「教育・保育給付認定変更申請書」と変更内容に沿った添付書類を提出してください。変更内容によっては入園時の認定事由が変わる場合もあり、入園期間も条件付きの認定となり認定終了後は通園ができなくなる場合もあります。

Q19：就労のため4月入園希望の申請書を提出しました。提出後、妊娠が判明しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、手続きは必要ですか？

A19：必要です。「教育・保育給付認定変更申請書」と母子手帳（表紙と分娩予定日）のコピーを提出してください。また、申込み後に妊娠が判明し、出産予定日が6月までの方に関しては、認定事由を「妊娠・出産」とさせていただきます。利用期間は出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となり利用期間終了後は退園となります。また、就労で認定された方であっても、一度も就労されずに産前産後休暇に入られた場合は同様の扱いとなります。

Q20：4月はいつから通園できますか？

A20：1日から通園できますが、入園日に関しては入園決定後の入園説明会時に保育施設と相談してください。

Q21：入園が決まった場合は月途中でも通園できますか？

A21：通園できます。申請書に希望日をご記入ください。利用者負担額（保育料）も日割り計算になります。ただし、4月に関しては月途中から通園されても利用者負担額（保育料）は1か月分となります。

Q22：育児休業から復職する場合、入園日はいつになりますか？

A22：復職される日が入園日となります。ならし保育を希望される場合は入園が決まってからの調整となりますので、子育て推進課までご連絡ください。（ならし保育は最長で2週間です）

Q23：転園をしたい場合の手続きは？

A23：転園は、新規での申込みと同じ手順になり、改めて申込みしていただくことになります。利用調整の結果、転園ができない場合もあります。転園が決まるまでは、現在通っている施設に継続して通園することができます。

Q24：入所（園）申請手続きを電子申請（オンライン）することはできますか？

A24：できます。詳細は海南市ホームページに掲載しています。電子申請の場合でも、就労証明書等の書類は必要です。ご注意ください。



電子申請（オンライン）はこちら→



Q25：提出した申請書のコピーが必要になりました。書類をコピーしてもらえますか？

A25：できません。一度提出された書類に関しては返却いたしません。保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しが必要な場合は提出前にご自身でコピーをお取りください。

Q26：保留通知が欲しいです。

A26：お申込みされた園に入園出来なかった場合は保留通知を送付いたします。また、保留通知に記載の「保留の有効期限」内において再度保留通知が必要な場合は証明願の提出が必要になりますので、子育て推進課までお問合せください。なお、意図的な保留通知はお出しできません。

Q27：育児休業からの復帰による申請で、利用調整の希望について、選択肢②「育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。」を選択した場合、利用調整の結果は保留になりますか？

A27：保留を確約するものではありません。利用調整において、同じ保育施設を希望した方の中で順位は下がりますが、希望する保育施設の定員に空きがある場合などは入所内定となります。なお、同項目を選択しても育児休業給付金の受給において不利に働くことはありませんが、育児休業給付金は国の制度であるため子育て推進課にお問い合わせいただいても一切お答えできません。詳細を確認したい場合はハローワークや勤務先にお問い合わせください。

入園後に関するこ

Q28：引越します。手続きは必要ですか？

A28：必要です。「教育・保育給付認定変更申請書」の変更事項を記入し、在籍されている保育施設まで提出してください。利用児童と保護者が市内に住民票があり居住されていることが利用条件になります。年度途中に市外へ引越しされる場合、父もしくは母が市外へ転出される場合も原則として退園となります。遠方への単身赴任など事情がある場合は子育て推進課までご相談ください。

Q29：認定の有効期間内は継続して通園できますか？

A29：認定の期間内であっても、保育を必要とする理由がなくなった場合は通園できなくなります。保育を必要とする理由が変更となる場合は在籍されている保育施設か子育て推進課までご連絡ください。

Q30：妊娠・出産の事由で通園しています。出産後、育児休業を取得するので継続して通園できますか？

A30：できません。育児休業時に継続して通園できるのは、就労による認定で在籍されている場合のみです。新規で妊娠・出産の事由で入園された場合は、継続して通園できず退園となります。また、就労で認定された方であっても、一度も就労されずに産前産後休暇に入られた場合は同様の取扱いとなります。

Q31：求職活動の事由で入園していますが、特に求職活動（ハローワークに通う等）をしていません。このまま通園できますか？

A31：できません。認定期間中に仕事を見つけるという条件付きの認定となっています。その間に求職活動をせず、就労が決まらなければ認定終了につき通園ができなくなります。

Q32：転職して勤務時間が変わりました。手続きが必要ですか？

A32：申込み時と状況が変われば申し出が必要です。「教育・保育給付認定変更申請書」と転職後の就労証明書を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q33：就労のため、保育園へ通園していますが、妊娠しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、上の子は続けて通園できますか？

A33：事由を妊娠・出産に認定変更し、育児・介護休業法等の法令に基づく育児休業を取得される場合は通園できます。認定変更の手続きが必要になりますので、「教育・保育給付認定変更申請書」と「育児休業取得（延長）証明書」を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q34：病気療養中です。保育園を利用できますか？

A34：家庭で保育が困難である場合、診断書等を提出してもらい「疾病・障害」で保育認定を受けて利用できます。診断書の場合は、医師が保育を必要とする状況を記載していることが必要です。また、治療見込期間、入院見込期間の記載がない場合は、少なくとも3か月に1回の提出が必要です。

Q35：こども園の幼稚園部に通っています。保育所部へ変われますか？

A35：必ず変わられるわけではありません。保育所部の空き状況や保育の必要性の高さ、他の申込者の状況などで決まります。認定変更の手続きに関しては保育所部へ変更希望月の前月15日まで（土日祝の場合は前開庁日）に必要書類を揃え、こども園もしくは子育て推進課まで提出してください。



保育料などに関すること

Q36：利用者負担額（保育料）は園によって違いますか？

A36：公立・私立保育所、認定こども園、どの施設を利用しても利用者負担額は同じです。行事にかかる費用や雑費などは施設により異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

Q37：利用者負担額（保育料）はどのような計算で決まりますか？

A37：3歳児以上と住民税非課税世帯の0歳～2歳児は無料です。児童の父母、またはそれ以外の扶養義務者（家計の中心者である場合のみ）の市町村民税所得割額（※）に応じて決定します。4月～8月の利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額、9月～3月は当年度の市町村民税所得割額を基に決定します。

※調整控除を除く各種税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除など）の適用はありません。

Q38：給食費は有料ですか？

A38：2歳児までは利用者負担額（保育料）に含まれております。3歳児から5歳児までは市の独自施策により、市内にお住いの児童を対象に一定額を限度に無償としております。施設（保育所、認定こども園、認可外保育施設等）により限度額は異なります。

Q39：離婚を前提に別居しています。利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A39：離婚調停中を除き、別居中の利用者負担額は変わりません。離婚し、別住所になったのが確認できた翌月からの変更となります。離婚後は「教育・保育給付認定変更申請書」と「戸籍謄本（離婚したことが分かる書類）」を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q40：保育料はどうやって支払うのですか？

A40：利用者負担額（保育料）は、口座振替による納付をお願いします。入所（園）説明時に「預金口座振替依頼書」をお渡ししますので、必要事項を記入して、振替を依頼する金融機関に提出してください。登録に2週間程度かかりますので、登録出来次第、口座より引落しとなります。
※五月山こども園、くるみ保育園は園での徴収となります。詳しくは園へお問い合わせください。

Q41：保育料の引落し日はいつですか？

A41：利用者負担額（保育料）の振替日は、翌月の15日です。（土日祝日の場合は翌営業日となります）

例：4月分は5月に、3月分は4月に引落しとなります。

※五月山こども園、くるみ保育園の場合は園へお問合せください。

Q42：保育料が引落しできなかった場合、どうなりますか？

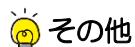
A42：預金不足等で振替できなかった月の利用者負担額（保育料）は納付書を送付させていただきますので、金融機関等でお納めください。

※五月山こども園、くるみ保育園は取扱いが異なりますので、園へお問合せください。

Q43：引落しの口座を変えたい場合の手続きは？

A43：金融機関でのお手続きになります。「預金口座振替依頼書」を記入し、振替を依頼する金融機関に提出してください。変更に2週間程度かかりますので、変更が出来次第、変更後の口座より引落しとなります。

※五月山こども園、くるみ保育園は園へお問合せください。



Q44：育児休業給付金に関する手続きは？

A44：勤務先やハローワークでのお手続きになります。そちらへお問合せください。



（厚生労働省：育児休業給付金の支給対象期間延長手続きより抜粋）

※令和7年4月より育児休業給付金の申請手続きが変わりました。

◆これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

◆育児給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。市町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

◆市町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

※入所申請において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。